

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷六十第

行發日一月二年二十正大

## 論叢

資本主義經濟學と自然法則 . . . 法學博士 河上 肇  
 納稅義務者としての國家 . . . 法學博士 神戸 正雄  
 階級に就いて . . . 文學博士 高田 保馬

## 時論

養蠶業の擴張及び改善 . . . 法學博士 戸田 海市  
 農業不動産金融と一般不動産金融 . . . 法學博士 河田 嗣郎

## 說苑

個人主義及社會主義局外觀 . . . 法學博士 財部 靜治  
 舊岡山藩の社倉法に就て . . . 經濟學士 黒 正 巖

## 雜錄

地租の改廢に就て . . . 法學博士 小川 郷太郎  
 白耳義に於ける失業保險制度に就て . . . 法學士 一戸 二郎

## 農業不動産金融と一般不動産金融

河田 嗣 郎

### 一 懸案たる農工銀行問題

農工銀行問題は數年來の懸案である。即ち曩に勸業銀行の合併問題が起つて、賛否色々の議論が表はれ問題は大きい行懐むだが、後漸くにして妥協的に合併を欲するもの、任意合併を許すといふことになつて一段落を告げた。然るに爾來其の任意併合が着々實行せられ乍らも、問題そのものは何等理論的に解決されて居らぬ爲めに、未だ合併せられざる農工銀行の今後を如何にすべきかに就いて、依然として今日尙ほ問題が取殘されて居るのである。それも殘餘の諸農工銀行が、何れも一本立ちでは遣つて行けないものばかりで、何時かは勸業銀行に併合されなければならぬもののみならば、問題は自らに解決せらるべき筈で、問題はたゞ時期の問題として殘るに過ぎぬ。然るに現在未合併の諸農銀の中には、一本立で立派に遣つて行けるものと、何とかせなければ將來の甚だ心元ないものが混在して居り、又何れも將來を飽迄現行の農工銀行法の下に繼續して行くべきか、將又何れか轉換の道を見出すを可とすべきかに就いて、迷つて居るやうな實狀ある所から、輒ち茲に農銀問題は本來の問題として依然存續し、今尙ほ其の解決を要望しつゝ、

ある次第なりとする。

私は此の問題に就いては、本誌第六卷第二號及第三號に於て『勸業銀行と農工銀行との問題』として先づ所見を公にし、農業金融制度として併合の不可なる所以を述べた。其後又本誌第十二卷第四號に於て『農業銀行國營の必要』を論じ、農業金融機關が今後十分に其の使命を果し得んが爲めには、勸業銀行と農工銀行とを打て一丸と爲し、之を國家の直接管理の下に經營する外に道なき理由を明かにして置いた。尤も此の議論はたゞ農業金融に就いての議論たるに止まり、廣く一般的に不動産金融に就いて論じたものではなかつた。そして其限りに於ては私は今日と雖も毫も意見の異なる所はなく、決局農業不動産金融機關國營の必要避くべからざるを信じて居る。

而して今又農工銀行の問題に就いて更に論議せなければならぬ事情の存するを見るが故に、今度は主として農業金融といふ立場のみから問題を致へず、一面之を致へつゝそれと共に、農工銀行なるものを如何にすることが、一般的に之を見て、我國の不動産金融上最も得策なるべきかを講究してみたいと思ふ。即ち廣く之を一般不動産金融上の問題として、現存農工銀行に關して政策として採るべき方針を講究してみたいと思ふ。就いては先づ農業金融の方面から問題を致察して、漸次論歩を進めて行くこととする。

## 二 時勢の傾向と農業金融の困難

私の見る所を以てすれば、農業金融上に於ける困難は、今後益々増加しこそすれ、その大いに軽減すべき見込はない。此事は固より農業それ自身の産業としての立場の困難といふ事實にも關聯して居るが、たゞ之を金融の關係だけから見ても、農業金融なるもの、漸次閉塞する傾向あり、其の機關の働の從て漸次困難となり効果不十分となる傾向は、否認し難き所である。特に現今の如き時勢の下に於ては、農地を基礎として行はるゝ、抵當金融の漸次益々困難となるを思はなければならぬ。

元來農業金融に在つては、資金は長期貸付を厭はず然かも低利ならざるべからざる性質のものなるが爲めに、資金を吸収することに於て、大いなる困難の存するは、一般的の議論として又實狀の之を示す所として、誰しも之を承認せなければならぬ。されば農業金融は、經濟界が頗る上景氣で資金が有り溢れて居るやうな特別な時期にあらざる限りは、平常資金難に苦まなければならぬ境地に置かれてある。然るに現時の如き時勢の下に在つては、農業上に於ける不動産金融は、此の一般的なる經濟事情以外に、其の信用貸借の行はるべき擔保となる農地の價格の動搖と低下との爲めに、更に一段の困難を感せざるべからざる次第なりとする。此の擔保の不安定といふ事

實は、現今思想界の傾向と之に伴つて生ずる諸多の社會問題や經濟問題やの爲めに招致せられた事實であつて、然かもそは、時勢の傾向の推移と共に盛々甚しからんとする有様に在る。

即ち先づ第一には、現今思想界の傾向が頗る左傾しつゝあり、土地所有制に對する疑問は段々濃厚を加へんとする有様なるに加へて、小作問題の如きが、其の根本解決の道筋として、農地に關する私有制度の廢止を要求し、然かするにあらざれば結局問題の根本解決の道は立ち難き事情の益々明確となりつゝあるが爲めに、一般的に土地所有權尊重の氣風が大いに弛むで來たことは、土地の價格をして漸次多少ともに下落せしめんとする傾向を造り成した。然かも其の傾向は、現今小作問題の紛糾益々甚しきを致すに連れて農地利用の困難年と共に加はりつゝあるが爲めに、農地に關して特に著明に表はれんとするに至つた。現今農地の所有者は、農業一般の萎靡不振の爲めに、其の利用が利廻計算に於て常に十分有利なるを得ないで、農地所有といふ事實の餘り香ばしからざるを思ふ所へもつて來て、小作爭議は頻々として起り、然かも小作人の地位が段々強くなつて來て、社會の同情も小作人側に傾き勝ちであり、農村には地主と小作人との間に露骨な階級戰爭が行はれ、村治も社交も悉く其の渦中に捲込まれ、地主たるものが、最早昔日の如く尊敬を買ひ權力を造る基礎ではなくなつて、却つて社會的憎惡の標的となつてしまふ風あるを見る所から、今や農地を所有せんとする氣風と、其の所有を尊重し地主たることを以て大い

なる誇とする風は急速に消失せんとしつゝある。茲に於てか、農地に對する需要は大いに減退し、自作農ならずして農地を買へば持て剩すことゝなるを恐るゝ所から、之を買取らんとする者が大いに減つて來たのである。それに又土地所有といふこと自身が有する價値の減退から、やはり農地の價格は著しく下落せんとするに至りつゝある。斯くて現今或種の小作人以外の者は多く土地を買はんとせず、小作人とても安價でなければ買ひ得ず又安價でなければ敢て買はんと欲せざることゝなつて、農地の價格は一般的に之を謂ひて、漸次下落せんとする傾向が大いに表はるゝことゝなつた。

斯く農地價格低落の傾向の生れたことは、農地を擔保とする金融に取つては、洵に大いなる痛手たらざるを得ざるは言を俟たぬ。之が爲めにさなきだに資金融通難の甚しきものが更に大いに困難を感じるに至るは、洵に止むに止まれぬ事情なりとせなければならぬ。

農業金融には現今擔保に關する此の困難ある所へ以て來て、更に又戰後經濟界の一般的なる不安定は、金利をして昂騰するの止むなきに至らしめ、此事農業の如く元來利廻薄き業務たるが爲めに低利の資金でなくては之を使ひ切れない産業に取つては、已に又大いなる苦痛たらざるを得ない。然るに又更には此の經濟界の不安定といふ事實は、資金を有する人々に其の放資の固定するを恐るゝ感情を持つに至らしめ、資金は經濟界の事情の變化に應じて何時でも自由に之を回收

し得る方面に投せなければ危険だとの恐を懐かしむるに至つた。そして此の危懼は思想界の潮流の急なるが爲めに將來を不安に思ふ一般的なる社會生活上の危懼と相結むで、ともかくも長期なる投資の喜ばれざる状態を造り成した。然るに元來農業はその業務が固定的なる性質を有し、其の業務經營上に於ける轉換期間の比較的長き理由からして、長期の資金を要求するものなのだから、右の如き現今の状況は、農業に取つては實に好ましからざる状況といふの外なく、爲めに農業金融の被る不便と困難との更に増大せらるゝは免れ難き所なりとする。

すべて斯の如き状態なるが爲めに、現今農業金融に在つては、その必要とする資金を吸収するに段々困難が感ぜられ、その困難は従前も感ぜられたる所乍ら、今や時勢の傾向は一層困難を大ならしめんとしつゝある。茲に於てか其の金融の業務を司る銀行は少からざる困難を業務の上で感ぜざるを得ざることとなり、日本勸業銀行も府縣農工銀行の大多數も、既にその鹹味を嘗めつつあり、今後はつぶさに之を嘗めなければならぬ勢に迫られつつある。

### 三 勸銀の業務難と國營の必要

然るに之を日本勸業銀行の立場からいへば、右の如く一般的に現今農業金融の困難の増加すべき状態のあるに加へて、勸銀は例の農銀併合の實行の爲めに、一層その業務の困難を加へつゝあ

りと謂ふことの出来る實狀に在る。即ち彼の任意合併が許されて以來、勸銀の併合した多數の農銀の中には、從來とても一本立ちで立派に遣つて來て居たやうなものも一ツや二ツはあるけれども、其の多くは一本立の出來兼ねるやうな業務不振の狀況に在つた邊鄙の農銀であると謂つて大過ない。それが爲めに併合の行はれたる結果、併合されたる農銀が従前その資金吸収の地盤として居た所を併收して、それに依て勸銀の資金吸収力の増加したる所は割合に少く、資金の供給を受けんが爲めに勸銀に對して貸付の請求をする需要は多くなり、然かも勸銀としては併合の際資金貸付の都市附近に偏局すべきを恐れた併合反對論に對する手前もあり、又併合されたる地方に對する義理合もある所から、或程度までは其の貸付需要に應せなければならず、其の業務は茲に一層の困難に遭遇せざるを得ざることゝなつたのである。

併しそれも若し勸銀が有する資金吸収力が一般的に強大のものであるならば、其力に依つて供給を爲し得て多くの困難なかるべき筈だけれども、其の吸収力なるものは、一般的に之を見て、爾かく強大なりといふことが出來ぬ。即ち現今の社會と經濟界との狀勢は、前に之を示した通りの有様で、不定不安の甚しきが爲めに長期低利の資金を勸銀に對して供給せんとする者は少い。それが少い爲めに當今勸銀の發行する債券は、とかく賣行不十分で、發行都度成績良好ならざる實況を示して居る。所が勸銀としては債券が思ふやうに賣行かない限りは、河童が水に離れたや



うなもので、働く力は出て來ないのだから、現状之を示すが如く資金の吸收難による其の貸付稀薄となり、尨大なる機關として存在して居り乍ら、徒らに其の尨大なる形を憐まなければならぬやうな、半身不隨の状態に陥らざるを得ざるこゝとなつたのである。

若し勸銀にして比較的短期なるを厭はず又比較的高利なるを厭はないで、大券面の債券を發行するならば、その方面から相當に多額の資金の吸收され得べき望はある。然し短期で高利の資金では之を農業貸付に用ゐるには適しないし、それに又此種の大券發行は政府が自己の公債政策上好まぬ所もあるやうで、旁以て今の所勸銀は彼の割増金付小額面債券の發行に主力を注いで居る。然るに此の割増金付債券は、之を買ふ者に於て貯蓄の意味や利廻の考から買ふのではなく、主として割増金の當籤を僥倖せんが爲めに富籤を買ふ積りで之を買ふのであるから、經濟界の景氣がよくて、比較的下層な階級に遊金のある時分にはよく賣行くけれども、經濟界が平調に復し、特に當今の如き不景氣に沈湎するやうな時期に際しては、其の賣行の著しく不良となるは免れ難き所である。皮相的に之を考へると、世が不景氣になれば富籤でも買つて見やうかといふ人が増加すべきやうにも思へるけれども、之は人の心理を了解せざる皮相觀たるに過ぎぬ。心理の常軌からいへば世が浮き立つて好景氣で狂奔する時期には、人心が一般に投機的となり、富籤といはず僥倖的なものは何でも歓迎せられるけれども、世が不景氣になつて人心一般に沈滞し、又

一方には消費節約とか勤儉貯蓄とかの盛に唱道せらるゝやうな時期になれば、投機熱は大いに衰へ、富籤などはそんなに賣行かなくなるのが當り前である。されば勸業債券が貯蓄的のものであるならば、世は不景氣でも相當に賣行かうけれども、富籤的のものたるが爲めに賣行かす、貯蓄は主として公債や社債や郵便貯金の方に流れ行くことゝなる。惟ふに此は割増付債券制の罪たらざるを得ないが、とにかく事實として此の債券發行による資金を殆んど唯一の資金源と爲す勸業銀行が、資金薄に苦むは、時節柄當然至極のことゝ謂はねばならぬ。そしてその状況の經濟界一般の沈衰状態と共に、持續さるべきは疑ひ難き所なりとする。

茲に於てか、其の困難を救済すべき根本方策としては、どうしても私の持論である所の農業銀行國營論が表はれて來ざるを得ない。日本勸業銀行を化して國營銀行と爲すに於ては、曾て之を論示したやうな（本誌第十二卷第四號參照）種々の利點が表はれて來るが、今たゞ單に資金吸收だけの問題に就いて見るも、之を國營と爲すことに依つて農業貸付資金の吸收力は、現狀に比して大いに強大となるべきを疑ふことが出來ぬ。即ち之を國營と爲せば、勸業債券は今の私的會社の社債券たる性質を失つて國庫債券となるが爲めに、其の世間に於ける信用の大となるべきは言を俟たぬ。それに又其曉に於ては彼の忌むべき割増金制を廢止するとも、現今國庫債券が相當によく賣行くと同じ意味に於て勸業債券も賣行くことゝなり、又その發行が國の公債政策と撞着す

る心配もなくなり、農業貸付資金はともかくも現状に比して遙かに豊富となるべきは之を疑ふ由がない。それに又國營制の下に於ては、債券の發行以外に依る資金吸収の道も相當に多く備はつて居るから、たとへ債券發行の成績が思ふやうでなくとも、農業資金貸付に於ける資源枯渇を憂ふべき大いなる理由は存在し得ない。少くとも現状に於ける此の方面の困難の大いに救済さるべきは明かである。

此の意味からしても、勸銀の國營化は推奨に値するを謂はねばならぬ次第で、私は之に加はる他の多くの有力なる理由と共に、農業金融機關としてのその國營制を提唱するものである。所が今此の見地からすれば、勸銀が農銀併合の事業に於て着々その武歩を進め行かんことは、寧ろ歡迎すべき所とせなければならぬこととなる。私は初め問題の起つた際には、既述の如く農銀の勸銀に依る併合には不賛成だつたのだが、それは、共に私的營利會社たる勸銀と農銀との併合に就いて不賛成なのである。然るに今勸銀を國營と爲す前提の下に於て之を考ふれば、併合は元より不可なく、之を併合して機關を純一なるものと爲し、國家が其の行政事務の一方面として農工不動産金融を行ふことゝ爲すに於て、甬めてよくその機能は發揮され得べきは容易に信じ得られる所である。

されば今勸銀が農銀を併合して漸次天下を統一するに至らんことは、右の國營制を將來すべき

準備過程として、之を歓迎すべき理由ありとせなければならぬ。即ち併合促進は此の意味に於て國策上可なりとすべきである。けれどもたゞ茲に問題となることは、併合の可なる限り、その併合は全部の農工銀行に及ぶべきか、即ち斯くて世に農工銀行なるものなからしめて、全部勸銀の支店又は出張所と化せしめ、現存の農工銀行をして、玉石共に之を亡ぼすを以て得策となすべきか、それともその併合の意味には或限定を爲すべきかといふことである。茲に於てか問題は勸銀を離れて農銀の方に移つて來る。

#### 四 農銀併合の限度

國營の準備行爲として勸銀に依る農銀併合の促進されんことは、右述の理由により寧ろ歓迎すべき所と謂はねばならぬが、併し其の併合の意味は或る限定を受けなければならぬと私は信ずる。即ち私の見る所を以てすれば、勸銀が漸次に殘存の農銀を併合することに依つて、終には農工銀行なるもの亡きに至らしめ、我國に於ける農工金融機關としての農工銀行は全廢せらるゝに至らんことは、右の意味合に於て寧ろ望まじき所と謂はねばならぬが、之は固よりたゞ制度の上に於ける議論たるを忘れてはならぬ。されば今齟つて現に存在する農工銀行の悉くを事實上に於て勸銀に併合消滅せしむべきかといふことになれば、私は其中の或者は之を存續せしむるを得策

と信するのである。尤も其の場合には制度として農工銀行なるものが無くなるのだから、事實上残存するものは、其の名稱は變更さるゝかも知れぬ、同時に又其の銀行としての實質は變つて來なければならぬが（如何に變化すべきかは後に述ぶる）ともかく現存農工銀行中の或者は事實上に於ては保存さるべきであつて、勸銀の併合は茲に其の限度と範圍とを劃さるべきものとする。

然らば其の併合の及ぶべき範圍如何といふことになるが、私の見るところでは、其の範圍は、現存の農工銀行中今後ともよく自力で以て銀行として存続するだけの實力を備へて居るかどうかといふことが、自ら其の範圍を定むべき尺度たらざるを得ない。換言すれば、今後ともによく自力自存し得るに足るものは飽達存続すべし、その自力なく到底一本立ちでは遣つて行けさうにないものは此際寧ろ進んで勸銀に合併する氣運を促成すべしといふことになる。而して現存の農工銀行中果してどの府縣のどの府縣のものが、自主自存の實力を有するやといふ事實問題になつて來れば、それは私にはわからないことであつて、各農銀自ら之を判斷する外はない。

斯く私は此際制度としては農銀の勸銀との併合を可と見乍ら、何が故に就中有力なるものゝ事實上の存続をも可なりとするやと謂へば、それには政策的に見たる種々の理由がある。試にその主なるものを述べて見やうならば、今自立自存の實力ある如き有力なる農銀をも、悉く勸銀に依り併合せしむるに於ては、勸銀は之が爲めに多く其の實力を増すことはなくして、然かも國家の

立場からいへば、之が爲めに在來折角立派に遣つて行けるだけの實力を築き上げたる農銀をして亡滅に歸せしめ、我國不動産金融機關のさなぎだに不足せる今日、その有力なるものを一舉にして失ふこととなり、併合に依て國策上得る所は少くして失ふ所は多大なりといふことを、充つ第一に考へなければならぬ。

何が故に然か謂ふか。それは私の見る所では、勸銀の據て立てる地盤と、此等有力なる農銀の據て立てる地盤とは、經濟的の意味に於て相異なるものであり、勸銀が其等の農銀を併合することも、從來其等の占めて居た地盤を勸銀に於て相續することは出來難い性質のものだからである。若し兩者の立てる地盤が經濟的に見て同一のものであるならば、勸銀は其等の有力なる農銀を併合すれば、直ちに其等が在來占めて居た地盤を併呑することとなり、それだけ更に勸銀は有力のものとなるべきだけれども、異つた地盤であつては、併合によつて農銀在來の地盤が國民經濟的に消滅に歸するだけであつて、勸銀として何の得る所もない。つまりその失はれるだけが國民經濟上の損失に歸するわけである。謂ふて見れば、折角丹精して子供を育て、其の子供等が成人して立派に一人前として遣つて行けるやうになつて居るものを、親が自己の精力を増す積りで、其等の子供を殺してしまふやうなものである。殺さるゝ子供の精力が親に乘移り得ざるが如く、亡ばさるゝ農銀の金融界に於ける方は勸銀には乘移り得ない。

なせさうであるかといへば、勸銀と農銀とは、其の貸付業務に於ては互に共通のものがあるけれども、其の業務の行はるべき力の源たる資金吸収の方面に就いて見れば、現今勸銀が吸収して居る資金と有力なる敷府縣の農銀の吸収して居る資金とは、其の性質が異つて居て、從て其等の農銀を併合して見た所で、勸銀は在來其等農銀の吸収して居た資金を自己に吸収することは出来ぬ筈だからである。即ち現今勸銀は勸業債券で以て長期低利で然かも割増付の資金を主として吸収して居る。然るに農銀が發行して居る債券はやゝ短期で又随分高利なものである。從て之に依て吸収さるゝ資金は兩者その性質を異にし、相互の間に流通性を有することがない。若し兩者が同一性質の資金であるならば、債券を買ふ人は、勸業債券を買ふべきか農工債券を買ふべきかに就いて選擇することゝなり、時の都合で何れをか選び求むることゝなり、資金として互に融通することゝなる。所が現今の實際に於ては勸業債券を買ふのと農工債券を買ふのとは異つた考の下に行はれ、一方は射倖的な投資となり他方は貯蓄として行はれて居る。されば農工債券を買ふべきか、公債又は工業會社の社債券を買ふべきかといふことに就いては、利率の比較や發行者の信用等を考へて、兩者間に選擇が行はれるけれども、其の選擇の中に割増金付勸業債券は來り加はることが出来ぬ。だから即ち今盛に農工債券を發行して立派に遣つて行つて居る農銀を勸銀に併合して見た所で、從來その農工債券に向つて流れて行つた資金が、今度は勸業債券の方に流れ込

むことはなく、その種の資金は公債や社債券の如きに向つて流れて行くことゝなる外はなく、つまり勸銀は折角合併を行つても、爲めに資金吸収上の力をまで併せ收むることは出來得ないのである。

果して然らば、此種の有力なる農銀の合併が行はるれば、それに依つて、我國の不動産金融はその道に向ふ資金の多くを失ふばかりで、新たに得る所はなく、さなきだに不動産金融上の資金の欠乏は、益々甚しくなるばかりで、つまりそれだけ國民經濟上の不便を増すことゝなる外はないのである。斯るが故に即ち私は、勸銀はたゞ自立自存の實力なき農銀を併合すべし、その併合の氣運は勸銀側と農銀側と双方よりして之を促成すべし、國家としても亦之を助成すべし、併しそれと同時に併合はたゞその範圍に止め、自主自存の實力ある農銀は之を併合することなく依然存続せしむべし、之を存続せしむるは、經濟政策上甚だ有利なる所たるを失はずと論ずる次第である。

所で次に殘る問題は、制度上亡びて事實上殘留存続する其等の農銀は之を如何なる種類の銀行と爲すべきかといふことである。

## 五 殘存農銀の普通不動産銀行化



殘存すべき有力なる農工銀行は、之を普通の不動産銀行化せしむるを可とする。尤も現在に在つても、勸銀といはず農銀といはず、其の設立當時そが専ら農工業及び水産業に對する金融機關たりし性質は、法律の改正に依て段々に之を失つて來て、其の貸付資金の使途に關する制限の如きも夙に明治四十四年の法律改正に依つて削除せられて居るのだから、之を普通の不動産銀行と見られないことはない。けれどもやはりまだ其の設立當時明かにせられたる「農工業及び水産業の改良發達の爲め資本を貸付くるを以て目的とす」といふ性質は、多少ともに保存されたるを否み難い。斯くて今や勸銀も農銀も、共に一面には農工水産業の爲めに存する金融機關たると同時に、他方には又都市の宅地及び建物に對する普通の抵當銀行たる働をもして居り、然かも後者に對する貸付に對しては法律上一定の制限が設けられて、勸業銀行に在つては勅令を以て指定する市街地に存する宅地又は建物を抵當とする貸付は、拂込資本金額及び勸業債券發行額の二分一を超過するを得ざるものとし、農工銀行に在つては拂込資本金及び農工債券發行額の四分一を超過するを得ざるを原則とし、たゞ勅令を以て指定する地方に限り四分三迄之を増加するを得るものとして、農工水産業に對する特殊不動産銀行たると同時に、普通抵當銀行たる混合的の性質が認められて居るのである。

そこで今農銀の併合が行はるゝに就いては、勸銀は依然として従來の農工の産業金融機關たる

性質を持續し、私の希望としては將來益々其の性質と機能とを發揮して、國營銀行ともなつて欲しいのであるが、扱て一方併合に取殘さるべき農工銀行はといへば、之は私は、寧ろ普通の抵當銀行たる性質のみを有するものとし、從來の貸付業務上の右述の制限の如きは之を全廢し、希くは別に抵當銀行法を設けて、それに據る普通の抵當銀行たらしむるを可とすると信ずる。

之を可とする理由は色々ある。先づ第一には、殘存すべき農銀は大抵は大都會に存在するものたるべきことであつて、此事大都市に於て普通の不動産銀行を必要とすること大なる事情と相俟つて農銀の普通抵當銀行化を可ならしむる。即ち之を農銀の現狀に就いて見るも、其の業務成績が優良で、自力で以て不動産銀行として立派に遣つて行ける地位に在るものは、先づ大抵大都市に存在するものなりとする。されば今勸銀が合併を行ふに就いて、自力克く存續の見込あるや否やを以て併合の限界と爲すといふことになれば、併合されないうで殘存すべき農銀といへば、自らやはり大都會に存在する數箇のものたらざるを得ざるごとくなる。然るに現今大都會に在つては、工場財團や工場の敷地やは勿論のこと、商店事務所及其の敷地から普通の宅地や建物に至るまで之を抵當として金融を得んとする需要は實に多大なりとせなければならぬ。然るに之を現狀に就いて見れば、此等の不動産に對して貸付を行ふを以て業務とする銀行は、たゞ勸銀と農銀とあるのみで、然かも此等が普通の宅地や建物に對して貸付を行ふべき限度は法律で制限せられて

居り、然かも尙又農銀の如きは其の設立一府縣内に一個と限られて居るが爲めに、都市に於ける不動産金融上の機關は甚だ不備なるを謂ふことが出来る。

即ち現今我國の實狀に在つては、大都市に於ける不動産金融機關は、普通の抵當銀行が存在せざるに、勸銀農銀の働が限定せられたる爲めに、其數に於ても大いに不足し其働に於ても甚だ不十分で不動産金融上の需要は幾部分だけしか之を満足得ざる有様なりとする。されば今此の缺陷を補はん爲めには、現存の大都市所在の農工銀行を化して普通一般の抵當銀行たらしむること、之を經濟上の見地より觀て最も策の得たるものなりとする。斯くするに於ては、此等の農銀が從來長き年月に渉る辛苦經營に依て折角に築き上げたる不動産金融機關としての地盤と働とを保存するを得ることとなり、之を勸銀に併合することに依つて國民經濟上亡滅に歸すべきものが保持せられるのみならず、之を基礎として今後一般不動産金融の建設行はれ、之を指導者として其道の大いに開拓せらるゝに至るべき利益がある。

それに又翻つて之を農銀の立場より見て、斯の如く農銀が從來の法律上の特殊の地位を失ひ其の被れる特別の待遇を離れて、普通の不動産銀行として大いに遣つて行ける見込があるかと謂へば、それに大いに在りさせなければならぬ。なせかといふに、農銀はそが農業上の金融機關として比較的長期な然かも低利な資金の貸借を大に行つて行かなければならぬ分では、既述の如く

其の業務は今日の時勢上頗る困難だけれども、今軍に一般不動産銀行と化して、比較的短期でや  
や高利なる資金をも厭はず債券で之を吸収しては都市の建物や敷地に貸付けて行く分ならば、其  
の業務は割合に容易に行はれ得て相當の成績を挙げ得べきこと、現に數箇の農銀の之を行ひつゝ  
ある所に徴し見るも、之を豫想するに難からざる次第だからである。今日の農銀の窮蹙なる業務  
状態の下に於て已に然り、況んや今後普通の不動産銀行として、現状よりも更に自由に業務を行  
ひ得べきに於てをや。

加之、現今都市が驚くべき勢を以て發展しつゝある状況を以てすれば、其の發展に伴ひ不動産  
金融の必要は益々増加し、然かも之に對して擔保となるべき物件は、其數量に於ても價格に於て  
も比年益々増加すべきこと、最も瞭かなる所なりとする。即ち都市に在つては、土地は何しろ獨  
占價格を有するものたるが爲めに、現時土地所有制に對する思想上の不安の渺からざるに拘らず  
工場其他の敷地や普通の宅地としての現實なる需要が引つぎ引つぎ表はれて來て、供給は應じて  
も應じ切れないやうな有様なるが爲めに、思想上の不安は現實の爲めに掩はれて、地價の  
騰貴實に驚くべきものがある。從て土地の擔保價格は比年騰貴し、其の擔保力從て増加し都市の  
不動産金融は此點に於て農村の不動産金融に比し、先づ頗る事情を異にする。尙又現今我國の大  
都市に在つては、都市計畫の實行や自然的なる經濟上の發達の爲めに、大建築が引續き行はれ、

都市の改造と擴張とが先づ建物の上に於て行はれつゝある次第なれば、一面此の事業の爲めに要する資金の大なる他面には新築又は改築されたる建物は好個の抵當物件として用ゐられ、不動産金融は之に依つても大いに其の必要と又業務としての發展の可能性とを認められつゝある。

すべて斯の如き事情なるが爲めに、今大都市所在の農銀が普通の不動産銀行化するに於ては、其の前途は實に花々しかるべきものと謂ふことが出来る。其の業務の將來有望なるべきことは、公平に考ふる者は誰しも之を認めざるを得ないであらう。

されば殘存すべき大都市の農銀を普通抵當銀行化することは、最も機宜を得たる處置と謂はねばならぬが、然しさうなるといふと、それは最早從來の農工銀行ではなくなるのだから、從來各府縣に於て農銀が一個づゝ存在したことに伴つて、農銀の業務の及ぶ區域は其の所在府縣内に限られたる制限は、啻に其要なきものとなるばかりではなく、在つて却つて妨礙になることとなる。従て其の制限は勿論之を撤廢して、自由に全國に涉つて活動の出来るものとせなければならぬ。併しそれと同時に又、此種の普通の不動産銀行は今の所甚だ缺乏して居るのだから、大都市に在つては幾つも存在して然るべきで、決して農銀の一般不動産銀行化したるものゝみを以て足れりとするわけには行かぬ。従て此れに獨占權を與ふべき理由はない。何人でも法の定めたる條件を具備し所定の手續を経て其種の銀行を設立せんとするものあらば之を許すべき性質のもので、大

藏大臣の認可を待つて幾つでも設立され得べきものとせなければならぬ。即ち獨占的でなく自由競争制の下に其の業務を行はしむべきものとす。従て其數が一都市に於て幾つになるかは、當該都市に於ける事情と大藏大臣の見所とで定まる外はなく、私はたゞ其の獨占的ならざるを要することを道へば以て足れりとす。

けれども苟もそが不動産銀行たるからには、其れに債券發行の權能の賦與さるべきは言を俟たざる所である。主として年賦償還の方法による不動産抵當貸付を行ふこと、其の抵當權を基礎として之を擔保に充當する意味に於て債券を發行することとは、不動産銀行の業務の兩製を形造ることも謂ふを得べきものなれば、商業銀行に賦與せられざる債券發行權が不動産銀行に賦與せられるに何の不思議もない。されば農銀にして普通の不動産銀行化するものは、其の在來の債券發行權を留保すると同時に、新たに設立さるゝことあるべき不動産銀行にも其の權能の與へらるべきは絮説を俟たざる所なりとする。蓋し貸付に對する土地抵當をば擔保に充當して、他方其の價格に適當する債券を發行することは、債券所持者の權利を確實にする點から見ても甚だ都合のよいことであり。又銀行が之に依て廣く社會から資金を吸收するには最も便利な方法であり、獨逸の地主金融組合ラントシャフトを始めとし佛蘭西及び獨逸の不動産銀行に於ても、此の兩方面の業務は、不動産金融には附き物と考へられて居るほどのものである。不動産金融は實に此の兩者の適合的併行に

依て發達したものと謂へるのである。而して此の兩者を併行適合せしめ、常に貸付金額と債券發行金額との間に適當のバランスを保たしむることは容易に行はれ得るもので、その監督を行ふことも亦容易なりとする。されば今後の問題として、此の債券發行權の賦與が廣く不動産銀行に對して行はるべきものたるは、殆んど言を俟たざる所で、たゞ問題はかゝる權能を有すべきものなるが故に、不動産銀行の設立認可は充分之を嚴正にすべきものたること之である。然し此點に關しては農銀にして一般不動産銀行化するものに就いては問題はない。

要するに私は、勸銀の併合に取殘さるべき農銀は之を一般不動産銀行化せしむことを得策となすと信ずると同時に、之と競争の地位に立つべき不動産銀行をも、健實なるものたる限り相當に多數に設立存在せしむるを經濟政策上必要にして又大いに可なる所なりと信ずる。されば之を法規の上よりいへば、一面政策として農銀の勸銀に對する併合が然るべき限度まで行はるゝを勢を促進すると相並むで、農工銀行法の代りに新たに普通の抵當銀行法を制定し、之に依て普通の不動産銀行に對する法的準據を與ふる可とする。そして今の農工銀行にして自力よく普通の不動産銀行として立行き得べきものは新抵當銀行法に據る銀行に變せしむると同時に、自力よく其道を進み得ゝ見込なきものは、勸業銀行に併合せしむるものとし、各農工銀行をして兩者其一を選ばしめ、依て以て現存の農工銀行の始末を付けることとなすを、最も策の得たるものとするであ

らう。而して政策上の態度が、其所まで進むで來れば、今の農工銀行法を存置する必要はなくなる次第だから、それが廢止せらるべきは自然の成行である。

惟ふに斯くて甫めて懸案たる農銀問題は根本的に解決せられるであらう。そして残るはたゞ勸銀の將來を如何にするか、之を國營とするとしても、さて其の國家經營の下に於ける農業上の不動産金融を、如何にして十分完備せる又其働の十分有効なるものたらしむるを得るかといふ、問題であらねばならぬ。

普通の抵當銀行の組織、業務、監督等に關しては、獨逸の抵當銀行法の定むる所と同國の實狀とは大いに參考とするに足るものがある。それに就いては讀者は拙著「農業經濟學」第七編第四章第三節第三款「獨逸の抵當銀行」を參照せられたし。